

土木森林環境委員会会議録

日時 平成31年3月8日(金) 開会時間 午後1時1分
閉会時間 午後4時55分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 大柴 邦彦
副委員長 卯月 政人
委員 臼井 成夫 鈴木 幹夫 石井 脩徳 宮本 秀憲
久保田 松幸 土橋 亨 古屋 雅夫

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 垣下 禎裕 県土整備部理事 水上 文明
県土整備部次長 小澤 浩 県土整備部技監 丹澤 彦一
県土整備部技監 望月 一良 総括技術審査監 佐藤 昭夫
県土整備総務課長 成島 春仁 景観づくり推進室長 清水 宏
建設業対策室長 渡邊 健二 用地課長 大野 健
技術管理課長 小林 伸二 道路整備課長 清水 敬一郎
高速道路推進課長 飯野 照久 道路管理課長 小島 一男
治水課長 武藤 敏正 砂防課長 越智 英人
都市計画課長 樋口 有恒 下水道室長 藁袋 光宏
建築住宅課長 渡井 攻 住宅対策室長 久保寺 淳
営繕課長 小田切 浩

議題 (付託案件)

(平成30年度関係)

- ※第51号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第52号 平成30年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- ※第58号 平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
- ※第61号 契約締結の件
- ※第62号 訴えの提起の件

(平成31年度関係)

- ※第6号 山梨県土地収用手数料条例中改正の件
- ※第13号 山梨県建築基準法施行条例中改正の件
- ※第18号 山梨県森林総合研究所手数料条例及び山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例中改正の件
- ※第22号 山梨県都市公園条例等中改正の件
- ※第26号 平成31年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第27号 平成31年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
- ※第35号 平成31年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

- ※第36号 平成31年度山梨県流域下水道事業特別会計予算
- ※第43号 林道事業施行に伴う市町村負担の件
- ※第44号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件
- ※第45号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件
- ※第46号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件
- ※第47号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件
- ※第48号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部、森林環境部の順により行うこととし、午後1時3分から午後4時55分まで県土整備部関係の審査を行った。
森林環境部関係については、3月12日に審査を行うこととなった。

主な質疑等 県土整備部関係

※第51号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(公共事業費について)

古屋委員 今、御説明いただきましたけど、補正予算全体で公共事業費の状況というのは、平成30年度の着地で、前年度比でどのような状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

成島県土整備総務課長 2月定例会提出議案説明資料の1ページ、先ほど御説明をさせていただきましたけれども、公共事業、県土整備部全体で、この2月補正後の現計予算としまして、540億円余ということで、トータルとなりまして、昨年2月現計予算と比べまして、1.1%の増額という状況となっております。

古屋委員 ありがとうございます。ちょっと私の聞き漏らしで済みませんでした。

(統合一級河川整備事業費について)

次に、国の防災・減災の補助金が確定したことによって補正が組まれているわけですけど、一級河川の河川対策がどのような状況になっているのか。いっぱいあるんですけど、とりあえず整備状況といわゆる立ち木の状況というのはどのように対策をとられているのか、ちょっとお聞きします。

武藤治水課長 ただいまの質問にお答えいたします。今回の補正におきましては、国の国土強靱化に伴う補正でございまして、3カ年にわたって補正をいただけるという形となっております。特に今回、河川の樹木伐採と、土砂の浚渫。これにつきましては、先ほどの課別説明書の9ページの統合一級河川の整備事業費、17億6,900万円の増額、この中に含まれておりまして、このうちのほとんど大半を占める、16億8,400万円、これを県内全域の河川の樹木伐採、あと土砂浚渫に充てる予定でございまして。

古屋委員 そうすると、全体的にはこの事業はどのような進捗状況になっているのか、最後にお聞きしたいと思います。

武藤治水課長 進捗状況ですけれども、実はこれにつきましては、平成29年度に補正をしまして、県の単独事業ですけれども、そちらのほうでも一応、対策を進めているという状況になります。

今回、補正をいただくことによりまして、おおむね5カ年計画だったものが3年間に短縮して、今後3年間で一応、完了するという、前倒しの形になっています。今回の補正におきまして、大半の河川の対策が消化でき、2年間、前倒しできるという形を考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第58号 平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第61号 契約締結の件

質疑

(国道300号の整備について)

宮本委員 先ほど、清水課長がおっしゃられましたように、あさって、中部横断自動車道の静岡―山梨県間が開通ということになっているんですが、峡南地域と富士北麓地域を結ぶ、国道300号ですね。非常に重要であると。とりわけ、中部横断自動車道開通後というのは、観光という面で、非常に重要かなと考えているんですが、県としてどのようなことを期待されているのか、まずお伺いしたいと思います。

清水道路整備課長 国道300号につきましては、先ほど見ていただいたとおりで、ヘアピンカーブが連続するようなところがございますが、観光バスなんか、その観光ルートに組み込めないというような課題がございました。せっかく富士北麓地域のほうにたくさんの観光客がいらしているのに、なかなか峡南地域のほうまで足を延ばしていただけないというような現状もございました。先ほどもお話ししましたとおり、今後は中部横断自動車道もだんだん開通していくというような状況の中で、観光バスなんか通れるようなルートにしていきたいということがございましたので、いずれ、山梨県全体に周遊観光として、そういうルートとして期待できるのかなというふうに考えております。

宮本委員 ちなみにどういう方々が来られると、見込んでいらっしゃるんですか。静岡側から来るのか、あるいは東京から、何て言うんですか、双葉から下っていくのか、あるいは、中央道の河口湖方面から行って、どういう周遊を想定して、この道路というのを考えていらっしゃるか、もうちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

清水道路整備課長 まず、富士山観光で、富士北麓地域のほうに来ている方々を、峡南地域の、例えば身延山だとか、あとは早川のほうの山岳観光だとか、下部温泉だとか、そういうところに、富士北麓地域に来ている方々を、そちらのほうにも足を伸ばしていただきたいというのと、あと、中部横断自動車道が静岡のほうまで今度、開通しますけれども、そうすると清水港へ、またクルーズで来るような、そういうインバウンド観光も期待できます。だから、下から入ってきて、山梨県内をぐるっと回っていただくような、そういう周遊も期待できますし、今まで石和温泉から富士山のほうへ回っていた方々が、そのまま、もう少し足を伸ばして峡南方面に行くというような使い方も期待できるかなというふうに考えております。

宮本委員 もちろん、観光するときはどういったルートでというのがあることだと思うんです。効果としては当然、完成すれば大きいとは思いますが、これを見ますと、平成34年1月までということで、早く完成してほしいなと思いつつ、このバイパス工事の今後の予定と、国道300号全体の今後の見通しを、最後にお伺いします。

清水道路整備課長 まず今後の予定ですが、この灯第2トンネルの工事につきましては、先ほど言いました地山の補強だとか、深礎工等の先行工事があるためにトンネルの長さの割には長めの工期設定となっております。このトンネル工事のほかに、残る主な構造物としては、まだ橋梁などがありまして、この工事には来年度、着手しまして、それが3年ほどかかりますので、そうすると、この工区の完成は平成34年ごろになりそうだとこのところでございます。

 国道300号全体の見通しですが、国道300号全体としましても、やはり大型バスなどの円滑な通行には課題があるという状況でございますので、先ほども言いましたとおり、標高差もありまして、急峻な道路を通ることからいくと、抜本的な改良というのは時間とお金がかかりすぎるという状況もあります。

 何が一番即効性があるのかとか、効果的で、効率的なのかということ、あとは、最終的にはどういう形にもっていけるのが一番いいのかというところで、整備方針を今後、検討していきたいというふうには考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第6号 山梨県土地収用手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第13号 山梨県建築基準法施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第22号 山梨県都市公園条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第26号 平成31年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(水害・土砂災害防災意識啓発キャラバン事業費について)

宮本委員 県土23の水害・土砂災害防災意識啓発キャラバン事業についてお伺いしたいと思います。水防対策費として水害・土砂災害防止意識啓発キャラバンという事業の話を今、お伺いしましたが、もう少し具体的な事業内容について、お伺いしたいと思います。

武藤治水課長 このキャラバン事業ですけれども、平成31年度新規事業として取り組むものであります。この事業の具体的な内容ですけれども、まず1点目に、住民個人の意識啓発、こういった取り組みとしまして、防災や、福祉教育などを担当する市町村職員、こういった方を対象とした説明会の実施を考えております。また、県から住民への直接的な広報としまして、出前講座といったものを実施する予定でございます。あわせて、小学生を対象にしまして、水害や土砂災害の移動教室。こういったものを、県の職員が学校に出向いて、実施するということも考えております。

2点目としまして、災害時の要配慮者への避難支援。こういった取り組みとしまして、まずは1点目としまして、要配慮者が利用する施設の管理者を対象にしまして、避難確保計画の作成方法などに関する講習会。こういったものを開催するということも考えております。また、あわせて、実際に計画の作成、あと訓練の実施。こういったときには災害の特性などを解説するアドバイザー、こういったものを派遣することとしております。

宮本委員 ありがとうございます。こういったソフト的な対策というんですか、いろいろ県として取り組んでいることは承知しておりますが、現在の、県としてどんな取り組みを行っているのかお伺いしたいと思います。

武藤治水課長 県におきましては、風水害時の雨量とか河川水位、また土砂災害警戒情報などの防災情報、こういったもののさらなる充実と、またあわせて、こちらからの情報を県民に確実に伝達するための機器整備、こういったものを今、進めております。

この主たるものとしましては、まず1点目、県内全域の中小河川に、簡易型水位計、約200基の設置を進めておりまして、約半数については今年度内に運用を開始することとしております。また2点目としまして、水害の危険性を周知する、水位周知河川。この河川は今後、10河川程度追加指定することとしておりまして、順次、浸水想定区域図を公表する予定であります。

またさらに、洪水予報河川の氾濫危険情報とか、土砂災害警戒情報、こういったものを発表させたときに、県民に直接伝える緊急速報メール、いわゆるエリアメールといったものの運用を、来年度からすることとしております。

こういったものが現在の県の取り組み状況でございます。

宮本委員 これまでのソフト対策に加えて、新たに水害・土砂災害防災意識啓発キャラバン事業を立ち上げることによって、県としてどのような効果を期待しているのかをお伺いしたいと思います。

武藤治水課長 事業効果ですけれども、県では、先ほども言いましたとおり、風水害時における防災情報のさらなる充実と、こういったものに取り組んでおりますが、昨年の西日本豪雨では、避難勧告を受けた方のうち、実際に避難所へ避難した方というはわずか0.5%といった報告がなされております。こういったことから、住民の危機意識というのが極めて低いといったことが浮き彫りになっております。このため、このキャラバン事業によりまして、住民に対しまして、施設では防ぎきれない水害というものは必ず発生すると、またあわせて、自分の身は自分で守るという意識を多くの県民に持っていただき、人的被害をできる限り、減らしたいと考えております。

(ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金について)

鈴木委員 県土45ページに、ブロック塀等の安全確保対策支援事業505万円が載っているんだけど。昨年、大阪の北部地震があって、登校中の小学生がブロック塀に挟まれて亡くなったという、痛ましい事故があった中で、今回こういう新しい創設事業があると思うんだけど、山梨県として、背景あるいは目的、そして具体的な補助制度、具体的な内容について、お聞きをしたいと思います。

渡井建築住宅課長 ただいま、委員からお話のありましたとおり、昨年6月に大阪北部を震源とする地震により、痛ましい事故が発生しました。その過程の中で、学校施設内の、ブロック塀は緊急点検がなされ、それは措置はなされたのですが、通学路関係、避難路関係、そこに面するブロック塀についての手当てがまだ、施されておりました。これにつきまして国において、2次補正の緊急対策部分ということで、補助制度を創設いたしました。

県といたしましては、特に避難路、通学路に対し、平成15年から住宅の耐震化に務めておりまして、今回は国の新たな制度を踏まえまして、それにブロック塀、避難路と通学路をターゲットにしたブロック塀への対策をとることに

よって、防災に強い、安全で安心なまちづくりを進めていきたいと考えております。

また、補助制度につきましては、避難路、通学路に面しているもの、まず安全のチェックと、改修・除却。この2つに分かれます。安全点検の関係につきましては、基本的に所有者負担はゼロということで、財源構成から申し上げますと、県、市町村が4分の1ずつ、国費が2分の1。これで対応させていただく考えでおります。

また、改修費または除却費につきましては、補助対象事業費の上限を30万円として、財源構成ではございますが、県、市町村は6分の1ずつ、国が3分の1。したがって、個人負担は3分の1となります。

一例で申し上げますと、30万円のブロック塀を除却する場合、自己負担10万円があれば、基本的には20万円補助が受けられるという内容になっております。一応この制度は住宅の耐震化とあわせながら、ブロック塀の緊急点検並びに除却を含めた改修等行っている制度であり、基本的には事業主体は市町村を考えております。

鈴木委員 505万円というけれども、箇所数が多いね。どのぐらい見込んでいるのかね。

渡井建築住宅課長 実際にブロック塀がどの程度あるかというデータが今のところないので、とりあえず、点検につきましては640戸計上してございます。また改修等につきましては、85戸を想定して、計上しております。これは全体の事業費、それから市町村との調整を今後していく中で、改めてまた見直しを含めて、検討していきたいと考えております。

鈴木委員 大体、わかりましたけれども、県として今後、実際どのぐらいあるかまだはつきりはわかってこないかもしれない、一応想定のもとだよ。いずれにしても県としての取り組み、各学校の取り組みを今後どういうふうにしていくか、最後に聞いておきます。

渡井建築住宅課長 先ほどお答えしましたが、平成15年から県では住宅の耐震化に努めてまいりました。また平成23年度から、市町村職員と専門の建築士が一軒一軒、お宅を回って、耐震化を促進していくというローラー作戦を開始しており、今年度末をもって、大体1万8,000軒をこなすこととなります。来年度も継続していく予定でございますけれども、その際に、今回、予算化いたしますブロック塀対策、これについても周知を図りながら、特に避難路、通学路に対しては、積極的に、市町村と一体となって取り組んでいきたいと考えております。

白井委員 渡井課長。ブロック塀を、木材を用いてという、そういう動き、知っていますか。今の、ブロック塀はいろんな意味で危険だということで、木造化しようという動き、知っていますか。

渡井建築住宅課長 恐れ入りますが、具体的に、ちょっと詳しくは存じ上げておりません。

白井委員 実は先だって、東京都の知事とお会いした時に、東京ではそれを実施するんだって言っているんですよ。東京都というのは、大都市ですから、そこで木造なんてことになったら、大変な供給量になると思うんで、今度の森林環境部の審査のときにその話をしようと思ったんですけども。東京都ではそれをルー

ル化すると、小池知事が言っていましたよ。一応、参考までに調べた方がいいと思う。じゃあ、引き続いて、いいですか。

(職員給与費等について)

先ほど総務課長から、人件費の全部で、土木において580名のうち、この311人、139人、123人に分かれるという、これはどういうことですか。

成島県土整備総務課長 県土の3ページ、解説の3ページのところでございますけれども、この職員給与費で負担する職員の全体の581名中311名と。その次に公共事業費負担の139名というのは、公共事業費の事務費で負担している職員給与費が139名で9億6,900万円余と。あと、その他の事業費でもみている職員がございまして、そちらが123名、あわせまして、流域下水道事業のほうの事業費でみている職員が8名ということで、全体で581名という内訳になっております。

臼井委員 土木、いわゆる県土整備部の311人というのは、正規職員ということ？あとはいろんな事業費で負担しているところがあるとか、臨時職員なり、別の職員なんですか。これはどういう内訳なの。

成島県土整備総務課長 こちらに計上しておりますのは、全て正規の職員でございまして、臨時職員等は含まれてはおりません。

臼井委員 じゃああくまでも、人件費のソースが事業費の中から人件費を捻出したり、その他から捻出したりしている、そういうこと？

成島県土整備総務課長 委員御指摘のとおり、財源というか、事業をどこで負担をしているかということでございまして、県職員、土木部の正規職員の全体を、それぞれの事業でみていたりもするという状況でございます。

臼井委員 私は初めてこんなこと気づいたんだけど。それで、一方では、ダム事務所においては職員給与費というのが出ているんだよね。それは、ダム事務所に限ってだよ。だからむしろ、ダム事務所は全部職員給与費を計上されて、これはどういうことですか。

成島県土整備総務課長 ダムの管理費、県土の23ページから24ページにかけまして、そこにあるダム管理費のなかで、職員給与費を計上してございますが、これらが先ほど言いました、県土の3ページのその他の負担というところにあたるものが、こういうダム管理費等でみているものということでございます。

臼井委員 だって予算が重複するんじゃないの、どういうことこれ。ここでちゃんと、123人ってあって、その全ての人件費はここに計上されているわけでしょ。それで、ダム事務所ではまた人件費を計上する。どういうことですかこれは。

成島県土整備総務課長 県土の3ページの職員給与費のところに記載しておりますのは、あくまで581名中の311名の27億8,600万円余ということで、委員御指摘のダム管理費等に記載しておりますのは、ここの、県土の3ページでは県土整備部全体が総額で幾らになるかということで、参考までにお示しするためにここに全体費を記載しているということで、予算はそれぞれのところに計上し

ているというものでございまして、二重計上にはなっておりません。

臼井委員 じゃああくまでも総務課では、これは311人分の人件費ですと、そういうこと。わかりにくいな。

(建設統計調査費について)

それから2つ目。県土の10ページ。これは建設統計調査費の中に、公共事業資材単価実態調査900万円というのがあるんだよね。これをちょっと、具体的に教えてください。

小林技術管理課長 公共事業資材単価実態調査につきましては、公共工事を発注する際に使う設計単価等を、専門調査機関にその実勢価格を調べるということで委託を出してございます。委託調査をしているところでございますが、その費用として、この900万円余を計上してございます。

臼井委員 私はあとで営繕課長に尋ねようと思っているんだけど、土木はともかく、建築では、建築工事をしてもうからない、もうからないどころじゃない、赤字だ赤字だって大騒ぎしてるんだよ。建築業者がだよ。ここにちゃんと、900万円からの資材単価実態調査という費用があって、なぜ、建築工事の入札が不調不調なのか。これがいっぱい。知っていると思うけどね。不調でいっぱい。子どもの心のケア総合拠点なんかの建築工事では、これはもちろん、営繕課は知っていると思うよ。3社JVを、今度は不調に終わったから2社にして、経費をなんとか分けることによって、赤字を少しでも埋めようなんていうことを県自体がやっているんだよ。福祉保健部の子どもの心のケア総合拠点のあの三点セットの建築工事で。県の建築工事をして、中には2,000万円損したなんていう業者が私に訴えてきた。県の建築工事をして2,000万円赤字が出た。どこの工事か言いません、そうすると特定されるから言いませんけれども。なんか何うところによると、2、3年前の単価で設計はして、その後2年も経てば、特に今、オリンピック・パラリンピックの関係で、人件費は上がる、資材は上がる。しかし、単価は2、3年前の国交省の単価を用いて設計していると。発注は2年も3年も後だと。そこに大きなギャップがあって、これも赤字の大きなファクターだと聞いているんだけど、営繕課長でも、この今の技術管理課長でもいいけれども、どう説明しますか。

小林技術管理課長 契約約款上、第25条という項目もございまして、そこに、全体スライドという条項がございまして。長期、工期が12カ月以上、1年以上になるような長い、比較的大規模な工事については、12カ月が経った以降、物価の上昇等があればその分、増額を請求できるという規定が、約款上ございまして、それで、措置できるということになってございます。

臼井委員 措置できたら、2,000万も赤字をつくるわけじゃない。え？ まあ、これは営繕課長のほうが専門かもしれませんが、とにかく、くどいようだけれども、2年も3年も前の設計単価をもって発注していると。そのために、そこに大きな、2年3年前の設計単価と、請負を発注するときの2年3年の、いわゆる設計の期間が1年ぐらいかかる。ほかにも何とかの期間が1年かかる、何とかかんとかで、役所の発注が2年も先になっちゃうと。このタイムラグが、その大きな赤字の原因の一つだと。専門家がそう言っているわけ、専門家が。だけど、あんたのさっきの説明によると、単価の実態調査は、これは毎年やっ

ているっていうことですよ。ことしだけの計上じゃないんですよ。だから、役所の仕事だなど、ここを言われるわけだ。こんな立派に900万円も計上して、設計単価の調査をしていると言われるのにもかかわらず、発注時においては、とにかく、大きな価格のギャップがあって、そして、それ以外にもあるらしいよ。赤字の原因というか、儲からないっていう理由はそれ以外にもあるけど、私はさっき、この説明を受けておってだね、全く、まさか、今年度の予算で3年も5年も前の単価をチェックしているわけじゃないんですよ。今年度の予算は今年度のものでチェックするの。どうなのそれは。

小林技術管理課長 工事の執行に当たりましては、市場の価格を適切に予定価格に反映すると、そういうことができるよということ、現在は発注時の最新単価を使うことになってございます。最新単価で積算するということになっていきます。

例えば、鉄筋とか、鋼材類は、その単価を四半期ごとに見直すと。生コン等については半年ごとに見直すと。それなりのルールがございます。その見直しの期間においても、ある一定の上昇が見られたときには、臨時に改定するというので、我々は絶えず、市場の単価を監視しておりまして、最新単価が適用できるようにということで、先ほど言いました、この900万円の委託の中でも、そういう対応をさせているということになってございます。

先ほど、全体スライドの話をしましたけれども、契約後、物価上昇等がございまして。それについては、そういった約款上の25条の対応で措置をしていくということにしてございます。

白井委員 じゃあ、誰が答えても構わないから。どうしてこの不調がこんなに多いんですか。建築で、入札で不調が多いんですか、こんなに。それを、はっきりと自信のある人、答えてちょうだい。

小田切営繕課長 委員御指摘のように、今年度につきましては例年に比べて不調が多数、発生してございます。その背景といたしましては、近年、県内につきましては慢性的に技術者や労働者が不足しているという状況がございまして。また、ことしは官民ともに工事量が非常に急増してございます。平成29年、平成30年ということで、例えば、建築基準法の工事届という、県内の工事量を計る、指標になる届出がございまして、そういったものを見ましても、平成30年は29年に比べて、1.3倍ということで、非常に工事量がふえているという状況がございまして。技術者や技術労働者が不足気味の中で、工事量が大幅に増加したために、技術者、建築労働者の、建設労働者の確保の問題。さらに、これに連動する形となりますけれども、実勢の施工単価の上昇というものがございまして、これが今年度、営繕工事不調が多数発生した背景にあるというふうに考えてございます。

白井委員 技術管理課長は、半年だとか何とかのスライドをしているけど何だかと言うけれども、これだけ不調の多い、あるいは確かに今、小田切課長が答弁しているように、このところ、2、3年前に比べて、建築物件が大変ふえている。それもいわば、人件費とか建築資材の高騰につながっている。けど一方ではちゃんとスライドしていますよと言っているんだから、今技術管理課長が。スライドしていて、こんなに不調がいっぱい出てくるわけじゃないの。子どもの心のケア総合拠点なんか全部不調だよ。たしかひどいのは3回じゃないかな、ひどいのは。電気工事を請ける人がなくて、県がお願いしてある業者に請け負ってもらったのよ。電気工事は入札の参加者がいなくて。この実態を、業者が

好き勝手に入札してくることだと、儲けようが損しようがそんなこと構わないという発注主であっていいのかということを私は尋ねるよ。しっかり答えられる人が答えてちょうだい。

小田切営繕課長　まず、積算の関係が一つ、大きな前提になると思いますので、その点について先にお答えさせていただきます。積算につきましては、全体のやり方については、国の基準に基づいているんですが、個々の単価につきましては、基本的には資材単価、施工単価については刊行本等に掲載されております市場単価のものを使っております。これについては、それぞれ、ものによりまして、四半期ごとに改定するもの、あるいは毎月見ている、5%以上の変動があった場合については、その月に改定するもの。そういったことで、新しいものを使うという前提でまず、積算を行っているところでございます。

今回、特に子供の心のケアに関する建物でございますけれども、委員御指摘のように、一度入札を、例えば建築工事で申し上げますと、4つの施設がございますので、4つの工区に分けて入札を行いました。参加があったんですけれども、最終的には金額が合わないということで、入札辞退ということになりましたので、我々といたしましても、どういうところが問題なのかということがございましたので、それぞれ、複数の業者にヒアリングを行いました。そのヒアリングを行ったことも参考にしながら、最新単価に見直す中で、再度入札を行って、現在、工事受注していただいて、工事を進めているところでございます。

再入札に当たって、ヒアリングをしたんですけれども、なるべく、我々としては、新しい単価、実勢単価に近づくような努力をしつつ、執行していきたいというふうに思います。先ほど、スライドというお話がございましたが、そのスライドの意味につきましては、現在、工事をしている案件につきましては、賃金とか物価とかの変動で、現在の請負代金が不恰当になった場合については、契約約款に基づきまして、受注者のほうから県のほうにそれを請求することができるということがございまして、そういった制度をきちんと使いながら、しっかり執行していくということで考えてはございます。

臼井委員　このことは、これで終わりますけどね、業者というのは弱い立場なんですよ。小田切課長は、問題があったら言うてくれれば対応するよみたいな今の答弁だけど、業者に言わせると、そういうことを役所は言うけれども、現実にはなかなか答えてくれないんだと。そこまで私は聞いているの、今子どもの心のケア総合拠点を受けている業者からも。ですから、やっぱりこのことは、もっともっとシビアに考え、民間の工事で赤字出したっていうんじゃない、私に言わせればある意味ではやむを得ない。公共の工事でまじめに、真摯に一生懸命やって、まだ赤字が出る。これはもう金額に、明らかに、現実にはそぐわないような状態、実態があるということ認めなきゃならんと思うんだよ。そういう意味で、何かあったら言うてきなさいというのも、業者さんというのは弱い立場で、本当にまあ大きい、厚い書類を出させられて、書類に見合わんような状態で赤字をこしらえると、これが彼らが、我々に訴えている実態ですよ。だからそういう実態を、今、小田切課長の答弁のように、もういつでも言うてきなさいと、約款にこうなっているじゃないかと。いつでも考えるって、それをちゃんと素直に言うてあげなさいよ。子どもの心のケア総合拠点を受注している人たちみんな泣いてるから。はっきり言うておくけど。だからもう、あなたたちがだな、現場に行って、何か御用ありませんかって聞いて、法律に触れるわけも何もない。役所はサービス機関だから、そのぐらいのことは請け負った業者にいつでも持ってこい、来なさい、言うてこいじゃなくて、御用聞きに行くぐらいの、

たまには現場に行って、そして彼らの悩みを聞いてあげるといのも、役所の仕事じゃないかな、これは。もう小田切さんに悪いから、これ以上俺言わないから。その点は、サービス精神をもって、しっかりと対応すべきだと思いますよ。だから何か、答弁あったら言いなさい。

垣下県土整備部長 まさに公共建築、公共土木工事を担っていただく業者の皆さんは、まさに地域の守り手であり、支え手であり、県内経済を支えていただいている方々であります。そういう意味で、委員御指摘のように、こういう工事を受注される方に、赤字をしてまでというようなことは当然、やってはいけないというのは、まさに委員御指摘のとおりで、そのことを我々、これからもしっかりと、心に銘記して、さまざまな体制で取り組んでいきたいと思っております。

建築工事を巡る最近の現状というのが資材単価も、労務単価も上がり方が非常に激しいという実態がありまして、現在の、国も含めまして全国の積算体系がリアルタイムでは、そこに追いつききれていないところが正直ございます。それを放置するわけにはいかないということで、先ほど技術管理課長が御答弁申し上げましたような、契約後も一定の条件のもとで追加のお支払いができるような、そういう条項も用意してございます。ただ、契約約款が非常に複雑ですので、なかなか、社長さん方の中にはそういうのを御存知ない方もいらっしゃるかと思います。そういう意味では、今、委員から御指摘いただいたように、契約上でもちゃんとこういうことができますよということをしつこくお知らせしつつ、適正な利潤を得ていただくことが、公共工事を受注していただくに当たって、非常に重要なテーマであるということ、我々も改めてしっかりと、心に銘記した上で、より適切な事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

臼井委員 ぜひ、何でも言ってこいじゃなくて、現場へ行って、現場の監督している職員に限らず、もっと上司が現場へ行って、本当に現場の皆さんから実態を聞いたりすることも、僕は大切だと思うんで。役所がそのくらいの姿勢には、今日なるべきだ。知事は県民とはパートナーシップだと言っているんだよ。現状ではパートナーシップなんてことは信じられないような、役所の敷居の高さがある。ぜひその点をだね、くれぐれも注意してほしいなと。どうも土木はそういうことがないみたいだね、今のところは。建築に特に、そういう問題があるということ、私を強く聞いています。

(緊急道路整備修繕費について)

それから、県土の17ページ。先ほど、道路管理課長から主要地方道の甲府―韮崎線ほか17路線の云々という話がありましたけれども、そのとき固有名詞で、千松橋という話がありましたよね。千松橋というのは、あれは付け替えてというか、そんなに何十年も経っている橋じゃないでしょあれは。どうぞ教えてほしい。千松橋がそういう対象になっている、緊急道路整備費の緊急整備修繕費の中に、千松橋が入っているの？

小島道路管理課長 今委員から出ました、千松橋ですが、千松橋の耐震補強工事でございます。ここで挙げているのは、補修ということではなくて耐震補強。現在、千松橋は、橋脚を巻き立てる工事を実施しています。地震が来たときに、地震で橋脚に影響が出ないようにということで、コンクリートの巻き立てをしている工事を今現在、しております。続けて年度も行うという、そういう内容でございます。補修ではないです。

臼井委員 私が聞いているのは、千松橋というのはあれ付け替えたんでしょう。付け替えてその何十年も経っていないでしょ。そんなに経っていないでしょ。それを今、耐震補強しているの。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そのときはそういう工事じゃなかったわけ。

小島道路管理課長 橋梁につきましては、これまで阪神淡路から始まりまして、地震でもって橋が落橋する等の事故が起きております。そういう中で、基準が変わりまして平成8年以前のものについては、強化するということになりました。その強化の対象として、千松橋が、緊急輸送道路になっておりますので、それでその基準に合うように耐震補強の工事をしていると、そういう状況でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第36号 平成31年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第44号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

- ※第45号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件
- ※第46号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件
- ※第47号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件
- ※第48号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件

質疑

(維持管理費単価について)

石井委員 維持管理単価について、3年ごとに見直すということでございます。今、単価等の説明はあったんですが、詳細に算定はされているとは思いますが、

またそれらの維持管理の具体的な中からそういうことが出てくるんだと思いますが、必要経費がどう算定されているか、もう少し詳しく知りたいのでお願いします。

薬袋下水道室長 維持管理につきましては、大きく分けて人件費、委託費、需用費に分かれております。人件費につきましては、下水道公社職員及び維持管理に従事する県職員1名分の人件費となっております。委託費につきましては、浄化センターの運転管理費、そしてまた各種の保守点検費用であるとか、または水質の分析費などとなっております。また需用費につきましては、燃料費であるとか、光熱費などが含まれております。

算定方法につきましては、公表されている資材であるとか、機材の単価を基本としますが、該当がない場合はメーカーからの見積等を参考として、予定数量については、近年の実績をもとにして、算定をしております。

石井委員 慎重に算定のほうは進められているとは思いますが、この富士北麓流域とか、峡東流域、また釜無川、そして桂川とこうあるわけなんですけれども、桂川、非常に高いんですが、これらの理由というのは、何か特にあるわけでしょうか。

薬袋下水道室長 維持管理費につきましては、それぞれの流域の地形条件であるとか、あと水量の関係で単価が、維持管理費等が変わってきます。桂川につきましては、供用開始が平成16年ということで、4つの流域の中でも一番新しいということで、水量も4つの中で最低の水量となっております。また非常に地形条件も厳しいところということで、例えばポンプであるとかそういったところも、電気料であるとか、いろんなところで維持管理費がかかるということになっておまして、そういったところが、ほかの流域より単価が高いという状況となっております。

石井委員 たしか、桂川につきましては、維持費はたしか、清流センターのほうへポンプアップしているような状況もあると思います。そういったところで維持費は非常にかかるということですので、どうしても下水道というのは、もう生活に欠かせないわけですので、大きい差が出てくるというのは、今後において非常に不安もあるんですけれども、何らかの形でこれを軽減していくということも必要ではないかと思っているんですが、そういった具体的な策というか、そういったものは、やはり難しいのでしょうか。

薬袋下水道室長 個々にはいろいろな処理場運用上の工夫をしておまして、例えば機械を間欠運転ということで、水量が上がるときに運転をして、そうでないときにはできるだけ止めて、コスト縮減するであるとか、いろんな工夫をしております。そういった工夫を今後もできるだけ続けていくとともに、新たな工夫ができるように取り組んでいくということが一つ。もう一つは、県内の、全体の汚水の処理というところに目を向けまして、広域化であるとか、あるいは効率化等の観点から、できるだけ、将来のコストを下げていく形態がとれないかということで、今後、もう既に始めているんですが、検討をするということで、取り組んでおります。そういった中から、できるだけコストの縮減、また利用料が減るようにという取り組みを進めてまいります。

石井委員 すぐに結論というわけではないんですが、今後、本当に将来に向けて、

どうしても利用料等については改革をしていかなければならないと思いますし、できるだけその格差を是正していくということも大事だと思います。同じ住民ということの中で、同じ生活をしている中で、何とかそういう方向も見いだしたらとは思っていますけれども、今後、大変御苦勞をかけるとは思いますが、そういった点でぜひ、検討、また改善をお願いしたいと思っています。

薬袋下水道室長 そのとおりでございますので、今後我々もできるだけ鋭意、その方向に向かひまして、努力していきたいと思ひます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(桂川清流センター敷地の管理について)

卯月副委員長 桂川の清流センターですけれども、その敷地内の斜面の防災工事が、升目の壁面の工事になっているんですけど、そこが竹林になってしまひまして、近隣の住民の方から、今、工事をしている最中で、伐採工事をしているんですけども、もう少し上まで切ってもらふと、そこがすっきりするということもありまして、その斜面を、地元の方が御自分で斜面を降りて伐採しているような状況もあります。事故につながる可能性もありますので、何とか対応していただければと思ふんですけども、その点について、お答えいただければと思ひます。

薬袋下水道室長 委員の御指摘の箇所につきましては、竹木等が繁茂してござひまして、斜面の上部の住民の方に一部、迷惑がかかっているということは承知をしております。そうした中で、今年度から竹木の伐採を始めております。この現場は非常に、斜面がきつというようなところがありまして、なかなか、全部を一度にできないというのが実情でございます。また切った木を下の方に、斜面の低いほうに出していくということから、低いほうから順に伐採を始めてございます。ちょうど今、半分ほどが終わったところになっておりますが、今後も全体の伐採に向けてできるだけ、急なところもかなり残ってはいるんですが、可能なところは今後も伐採を続けて、あと2年ぐらい多分、かかるかと思ふんですが、その中で、継続的に伐採を進めてまいります。

卯月副委員長 わかりました、ありがとうございます。2年ぐらいかかるということですが、見える範囲ですけるところはすいてもらふとか、あと大きなケヤキとかそういった、大木といいますか、そういうのもあるので、その辺のことも処理していただきたいと思ひます。住民の一部によってはね、全部切っちゃうとタケノコが出なくなって困ったなんて言う人もいるんですけども、そうはいつでも、やはり困っている人がほとんどですので、対応していただきたいと思ひます。

薬袋下水道室長 現地につきましては、近隣の住民の方にも確認をしていただく中で、できるだけ、この2年間の間でも、例えば枝木の伐採であるとか、可能な範囲内で対応してまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと考えております。

以 上

土木森林環境委員長 大柴 邦彦